

## グローバル外為行動規範への遵守意思表明

株式会社 清水銀行（以下「当行」）は、グローバル外為行動規範の内容を確認し、これが外国為替ホールセール市場（以下「外国為替市場」）における適切な慣行として認識されている一連の原則を示したものであることを認めます。

当行は、グローバル外為行動規範において定義されている市場参加者であることを認識し、当行の外国為替市場における業務（以下「当行業務」）をグローバル外為行動規範の原則に沿ったかたちで行うことにコミットします。

このため、当行は、当行業務をグローバル外為行動規範の原則に沿ったかたちで行うことができるよう、当行業務の規模及び複雑さ、並びに当行の外国為替市場との関わり方の性質に基づいて適切な措置を講じました。

株式会社 清水銀行  
日付：2022年12月28日

当行は、外国為替市場における適切な慣行に関する一連のグローバルな原則を示したグローバル外為行動規範への遵守意思表示を行い、同規範に基づいて外国為替取引業務を行っております。当行がお客さまとの間で外国為替取引を行う際の役割や取扱い方法等については、以下の通り「外国為替取引に関する基本方針」を定めております。

## 外国為替取引に関する基本方針

当行は、外国為替取引に関する基本方針（以下、「本基本方針」という）に従い、外国為替取引を提供してまいります。ただし、本基本方針は外国為替取引に適用される法律、規則、規制およびお客さまとの個別の契約・合意に優先するものではありません。

### 1. お客さまとの取引における当行の立場

- (1) 当行は外国為替取引に関して、誠実に業務を履行し、また、外国為替市場に適用されるあらゆる法律、規則及び規制を遵守します。
- (2) 当行は、お客さまと個別に合意を行った場合を除き、取引当事者として自らが取引の相手となる市場参加者（プリンシパル）として、取引に伴い発生するマーケットリスクや信用リスク等のリスクを引き受けて行動し、お客さまの代理人、受託者もしくは金融アドバイザー又はそれに類似する立場において行動するものではありません。
- (3) 当行が外国為替取引を執行するにあたり、当行におけるリスク管理を目的として、市場で取引を行うことがあり、当行とお客さまとの間に利益相反が発生する可能性があります。
- (4) 当行がお客さまに提供する相場状況や見通しに関する情報等は、情報提供のみを目的としており、特定の取引の勧誘を目的とするものではありません。また、当行は各種資料、レポート等に掲載された情報の正確性、完全性に関して保証するものではありません。お取引に関する最終決定はお客さまご自身の判断でなさいますようお願いいたします。

### 2. 取引の執行

- (1) 当行は、外国為替取引に関して、誠実性、透明性及び公平性を以って業務を履行します。
- (2) お客さまは、外国為替取引に関し、当行への発注手段として社外ベンダーが提供する電子インターネットサービス（しみず外為 WEB サービス）を利用することが可能です。当該システムの利用により、お客さまに適切に公示相場を提供いたします。「しみず外為 WEB サービス」の取扱いについては、別途定める「ご利用規定」をご参照ください。
- (3) 当行は、お客さまとの取引に関するご要望を満たすため、特に明確に合意されていない限り、お客さまの注文をほかのお客さまの注文と同時に取扱うか、時間順で取扱うか、執行方法が電子取引によるか、注文を執行するかどうか、いつどのように執行するか、一部または全てを実行するかなどについて、合理的な裁量を有します。
- (4) 当行は、ほかのお客さまの注文を執行していることおよびお客さまの注文と同時に、または合計してほかの取引を執行していることを開示する義務を負いません。
- (5) 当行は、お客さまからのオーダー内容が取引状況やマーケットの状況等を鑑み、お客さまにとって不適切である、またはマーケットの機能を歪める恐れがあると判断した場合など、オーダーをお引き受けできない可能性があります。
- (6) 当行が、お客さまの注文の執行（一部または全てを問わず）が完了したと判断したことをもって取引約定となり、マーケットリスクは取引が約定されたタイミングでお客さまに移転されま

- (7) 当行はお客様の取引の要望にお応えすることや自身のリスク管理を目的に、適切と判断する手法により、お客さまとの取引の前または同時にカバー取引（反対取引）を行う場合があります。当該取引を行う場合は、お客さまに不利益を与える、または市場を混乱させる意図は持たずに行います。

### 3. お客さまとの取引価格の決定

- (1) 別段の合意がない限り、お客さまの最終的な取引価格は、マークアップを加えた価格（オールインレート）となります。
- (2) マークアップとは、当行が引き受けるリスク、発生する費用およびお客さまに対して提供するサービス等の対価として当行がいただくスプレッドまたは手数料を指します。マークアップを決める要素としては、取引条件（通貨、金額、期間）、市場環境、お客さまとの取引状況、信用状況等があります。
- (3) 当行は、取引から得る当行の収益額およびオールインレートの内訳を開示する義務を負いません。指値注文の場合、市場実勢が指値価格に到達したとしても、マークアップを含んだレートでは到達していない等、注文が執行されないこともあります。

### 4. 情報の取扱い

- (1) 当行は、お客さまに関するお取引を含む情報について、関連する法令、当行の情報取り扱い方針に基づき、守秘義務を遵守いたします。
- (2) 当行は、機密情報への不正なアクセスや不正使用を防止するため、アクセス制限の設定およびその他の方法によって厳正な情報管理を行っております。取引に係る市場への影響や与信リスク管理、マーケティングの目的のために内部で情報を共有することがあります。
- (3) 当行は、お客さまからのオーダーの受付や執行の時刻等についても取引の形態に応じ、可能な限り速やかに記録する態勢としています。
- (4) リスク管理上、法務・コンプライアンス上、当該情報を受領する正当な理由がある外部の関係者に限り、お客さまの情報を開示する場合があります。当該開示には以下の特定の場合を含みますが、この限りではありません。
- ① 他の市場参加者に対して、取引執行等のために必要な範囲において開示する場合
  - ② お客さまの同意がある場合
  - ③ 関連する法令、規制に基づき公開することが義務付けられた場合
  - ④ 関連当局から要請された場合
  - ⑤ 機密情報を保護するという条件で、アドバイザーまたはコンサルタント、システムベンダー等に対して開示する場合等
- (5) 当行はお客さまの注文および執行された取引に関する情報を、適切に合算し匿名化、集約化したうえで、他の関連する市場情報とともにマーケットカラー（市場の全体的な状況およびトレンドについて、市場参加者間で共有している見解のこと）として分析し、行内で共有または第三者に対して開示する場合があります。

### 5. 本基本方針の改定

本基本方針は、外国為替市場に適用される法律、規則、規制および当行を取り巻く環境の変化等に鑑みて、改定される可能性があります。本基本方針を改定した場合には、当行のホームページへ掲載することによりその旨を通知します。

以上